
【参考】 用語解説

※ の付いた用語について、解説を記載する。

基本方針 I

・全国学力・学習状況調査

文部科学省が、全国的な子どもたちの学力状況を把握するために、平成19年度から実施している調査。国・公・私立学校の小学6年、中学3年（原則として全児童生徒）を対象に、教科に関する調査（国語、算数・数学）と生活習慣や学習環境等に関する質問紙調査が実施される。

・佐賀県小・中学校学習状況調査

佐賀県が、県内の児童生徒の学力状況を把握するために、平成14年度から実施している調査。4月は小学5・6年、中学1～3年を対象に、教科に関する調査（国語、算数・数学）と児童生徒及び教師への意識調査を実施。12月は小学4～6年、中学1・2年を対象に教科に関する調査（国語、算数・数学、社会、理科、英語（中のみ））を実施。

・学力向上対策評価シート

全国調査や県調査の結果から明らかとなった課題及びその改善に向けた重点的な取組について、全職員が共通理解するためのシートで、各学校、市町教育委員会における学力向上のPDCAサイクルに活用するもの。

・佐賀県学力向上対策検証・改善委員会

大学関係者、有識者、保護者、教育関係者等からなる組織で、全国・県調査の結果から学力向上に向けての課題を抽出し、指導方法等の検証・改善、学校等の取組状況の成果検証を行う。

・学力向上推進教員

高い教科指導力があり、また学力向上を支える学級経営等、幅広い経験を有する教員で県内10校に各1名配置。勤務校に週3日、勤務校以外の支援校（1～2校）に週2日勤務し、チームティーチングによる授業改善やモデル授業を行い、教員へ指導力向上のための助言や学校の改善計画等各学校の課題に応じた支援を継続的に行う。

・学力向上フォーラム

家庭・地域の教育力向上のため、市町教育委員会やPTA等と連携して開催。著名人の講演や先進的な取組を行う学校・地域による実践報告などを行う。

・アクティブ・ラーニング

従来の教師による説明を中心とした受け身的な学習から、アクティブ・ラーニングの視点での児童生徒による能動的な学習や授業の改善が求められている。アクティブ・ラーニングの視点とは「主体的な学び」「対話的な学び」「深い学び」の3つの視点があげられている。

・小規模学級又はティームティーチングによる指導の選択制（小学校低学年）

確かな学力の定着の基盤となる基本的な生活習慣や学習習慣を身につけることを目的として、小学校第2学年において36人以上の学級がある学校に教員を1人加配し、小規模学級又は複数の教師が指導にあたるティームティーチングのどちらかを市町教育委員会が学校の実情に応じて選択できるようにしている。

・小規模学級又はティームティーチングによる指導の選択制（中学校第1学年）

中学校第1学年において不登校などの発生件数が急増する、いわゆる「中1ギャップ」を解消し、学力向上の前提となる生徒指導面の充実を図るとともに、個に応じた指導の充実を図るため、平成21年度から行っている35人以下の小規模学級やティームティーチングによるきめ細かな指導のための環境整備をしている。

・佐賀大学文化教育学部と県教育委員会の連携・協力事業

平成17年1月締結の佐賀大学文化教育学部及び佐賀県教育委員会の連携・協力協定に基づき、教員の養成及び資質・能力の向上、学校教育上の諸課題への対応及び生涯学習の推進を図り、もって佐賀県の教育の充実・発展に寄与することを目的として実施する事業。

・土曜授業

学校教育法施行規則の改正により、子供たちに土曜日における充実した学習機会を提供する方策の一つとして、設置者の判断により土曜日や長期休業中に実施される授業。

基本方針Ⅱ

・ふれあい道徳教育

学校、家庭、地域が連携した道徳教育の推進を目的に、県内全ての公立小中学校において、保護者や地域の方々に道徳の授業を公開するとともに各学校が自校の道徳教育の取組を紹介している。

・特別の教科である道徳

学習指導要領の一部改正等により、従前の道徳の時間が「教科」として位置付けられた。道徳の時間については、体系的な指導により学ぶという他教科に共通する側面がある一方で、教科の免許にかかわらず学級担任が指導することが望ましく、また、数値などによる評価はなじまないと考えられるなど他教科にはない側面もあることから、「特別の教科」とされている。

・ユニバーサルデザイン教育

ユニバーサル（全ての、普遍的な）とデザイン（計画、設計）との組合せ。製品、建物、空間等を高齢者や障害者だけでなく、全ての人が利用できるよう最初から考えデザインするという概念であり、ユニバーサルデザイン教育とはこうした考え方を踏まえ、相手を尊重する心や思いやりの心を育むことをめざしている。

・子ども離島交流プロジェクト事業

参加する児童生徒の生きる力を育むとともに、自分の住む地域の良さを再認識し、地域についての理解や地域行事へ積極的に参加しようとする態度の育成を目的に、高島、馬渡島、加唐島及び小川島のいずれかの島で1日、島内外の小中学生が交流学習や体験学習を行う。

・スクールカウンセラー

臨床心理士や精神科医など、児童生徒の臨床心理に関し高度な専門的知識や経験を持ち、問題を抱える児童生徒やその保護者、関係する教職員へのカウンセリングを通して、問題の解決を支援する。

・スクールソーシャルワーカー

教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識や技術を持ち、児童生徒が抱える問題を解決するため、関係機関等とのネットワークの構築や保護者に対する支援等、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけ支援する。

・佐賀県いじめ防止基本方針

平成25年9月に施行されたいじめ防止対策推進法に基づき、国のいじめ防止基本方針も参酌し、本県におけるさらなるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として策定した。

・いじめホットライン

いじめ問題に悩む児童生徒及び保護者等を対象とした、365日24時間対応の電話相談窓口。専任の相談員が電話相談を行う。

・心のテレホン

不安や悩みを抱える児童生徒及び保護者等を対象とした、365日24時間対応の電話相談窓口。専任の相談員が電話相談を行う。

・生徒指導支援員

主に少年犯罪に関する法的知識と非行少年対応等の豊富な経験を併せ持つ元警察官として、問題行動等の早期解決等に向けた学校の取組を支援するため、専門的見地から児童生徒への指導や教職員への助言を行う。

基本方針Ⅲ

・スポーツチャレンジ

小学生が運動に対する意欲を高め、仲間と共に運動に親しむ契機になることを目指して、クラス単位で記録に挑戦し、ウェブ上でランキングを競う運動。平成25年度からスタートし、種目は「8の字とび」「ドッジボールラリー」「みんなで輪くぐり」「マラソン選手にちょうせん」「れんぞく馬とび」の5種目がある。

・健康・体づくり推進プラン

小・中・高校において、児童生徒や学校、地域の実態に応じて「体育の授業に関する取組」「運動習慣に関する取組」「生活習慣に関する取組」「食生活に関する取組」「家庭・地域との連携に関する取組」の5つの視点で指導計画を立案し、児童生徒の健康・体づくりが学校教育活動全体を通じて行われるようにしたものを。平成17年度から実施。

・運動部活動での指導のガイドライン

体罰による自死事案が発生したことなどを受け、文部科学省が平成25年に「運動部活動での指導のガイドライン」を含む報告書をまとめた。ガイドラインでは、今後、各学校の運動部活動において適切かつ効果的な指導が展開され、各活動が充実したものとなるよう、指導において望まれる基本的な考え方、留意点が示されている。

・学校食育推進計画

学校における食育の推進を図り、学校教育全体で体系的な食に関する指導を計画的、組織的に行うことを目的として作成するもので、「食に関する指導の全体計画」及び「食に関する指導の年間計画」からなり、毎年度、各学校が作成している。

・学校保健計画

学校保健安全法第5条で策定・実施が定められているもので、児童生徒及び職員の健康の保持増進を図るため、「保健管理」「保健教育」「保健組織活動」の各領域にわたって作成する総合的な基本計画であり、毎年度、各学校が作成している。

・学校安全計画

学校保健安全法第27条で策定・実施が定められているもので、児童生徒等の安全の確保を図るため、安全教育に関する事項、安全管理に関する事項、安全に関する組織活動について作成する総合的な基本計画であり、毎年度、各学校が作成している。

基本方針Ⅳ

・佐賀県ICT利活用教育推進協議会

佐賀県教育委員会と佐賀県内市町教育委員会とが相互に連携・協力し、全県規模でICTの利活用による教育の情報化を推進する目的で設置し、ICT利活用による教育の情報化の推進のための情報交換と施策連携に関する事業等を行う。委員は、佐賀県教育委員会教育長、全市町教育委員会教育長他で構成し、平成23年7月に設置。

・ICT利活用教育の推進に関する事業改善検討委員会

ICT利活用教育推進事業について、これまでの取組を振り返るとともに、今後の在り方について総合的な立場から取組の改善・充実を行うことにより、佐賀県ならではの教育の特色を活かした、より効果的なICT利活用教育の実施につなげることを目的としている。委員は、有識者、学校代表、保護者代表他で構成し、平成27年5月に設置。

・教育フェスタ

県民や全国の教育関係者等への情報発信として、佐賀県が全県規模で取り組んでいる教育の情報化の状況や今後の展望等について発表報告を行うことを目的として開催している大会。学校現場でのICT利活用教育状況の公開や、最新のICT機器やデジタル教科書等の展示も行っている。

・佐賀県教育情報システム(SEI-Net)

出欠処理や指導要録等の作成を行う「校務管理」、学習の支援や進捗管理等を行う「学習管理」、及びデジタル教材の登録や配信等を行う「教材管理」の3つの機能を統合した佐賀県独自の教育情報システム（呼名：SEI-Net）。

・スーパーグローバルハイスクール

文部科学省の事業であり、高等学校等におけるグローバルリーダー育成に資する教育を通して、生徒の社会課題に対する関心と深い教養、コミュニケーション能力、問題解決力等の国際的素養を身に付け、もって、将来、国際的に活躍できるグローバルリーダーの育成を図るもの。

・国際バカロレアプログラム

課題発見・解決能力、論理的思考力、コミュニケーション能力など、グローバル化に対応した素養・能力の育成を重視した、スイスのジュネーブに本部を置く国際バカロレア機構から認定を受けた教育プログラム。

・グローバル社会で生き抜くSAGA人材づくり事業

県教育委員会の事業であり、国際的な視野を持ち、外国語によるコミュニケーション能力を備えた人材育成を図るため、海外留学等への支援や体験的英語活動を推進するとともに、教員の海外研修や国際化に対応した教育方法の調査・研究を行うもの。

・キャリア教育支援事業

若者の社会的・職業的自立に向けて必要な能力等を体系的に育てるキャリア教育の充実が求められる中、各県立高校・中学校におけるキャリア教育の推進をするために、社会人講師による講話や職場見学、インターンシップなどの取組を支援する。

・インターンシップ

生徒が実際の企業などで就業体験をすることであり、職場体験ともいう。生徒が職業そのものや自己の適性を知ること、仕事や働くことについて考えることの契機になっている。

・高等学校基礎学力テスト(仮称)

高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革を進める高大接続システム改革における高等学校教育改革の一環として、高校生の基礎学力の確実な習得と学習意欲の向上を図るとともに、高等学校教育の質の確保・向上を図ることを目的に、平成31年度から導入が予定されている。

・佐賀県産業人材確保プロジェクト推進会議

産学官の関係機関が一体となり県内企業の人材確保を支援する「佐賀県産業人材確保プロジェクト」に取り組んでおり、推進会議において事業の実施計画及び推進計画の策定を行う。高校生や大学生等の県内就職や県外への就職・進学者のUターン就職を促進するために取り組んでいる。

・さがものづくり産学官連携推進会議

知事部局等と連携し産業人材を育成するための「若年技能者人材育成支援等事業」に取り組んでおり、推進会議において事業の実施計画や推進計画を策定し、若年技能者の人材育成支援や技能を尊重する気運の醸成等を図っている。

・新たな生徒減少期に対応した佐賀県立高等学校再編整備実施計画（新実施計画）

平成30年度から平成33年度までの生徒減少期や、社会経済情勢の変化に対応し、引き続き高等学校教育の質的充実を図っていくための、長期的・全県的な視点に立った県立高等学校の再編整備を推進する計画。新実施計画は第1次と第2次を区分して策定する。

・新実施計画（第1次）

平成26年12月策定。早期に方針を決定し、準備に着手する必要がある県立高等学校の再編整備等。

・新実施計画（第2次）

平成28年度中を目途に策定予定。今後更に調査や検証、協議等が必要な県立高等学校の再編整備等。

・高校教育改革プロジェクト会議

入学者選抜制度の検証や高等学校の学科の在り方など、佐賀県立高等学校・中学校の教育課題の抽出と解決に向けた研究を行うため、県教育委員会、小中学校校長会、市町教育委員会、県立学校校長会等で組織し設置した会議。

・佐賀県特別支援教育第三次推進プラン

本県の特別支援教育の基本方針及び施策の方向性を定め、障害のある幼児児童生徒の教育を総合的に推進するために策定しているもので、第二次プランに基づく取組が平成26年度末で終了し、今後も特別支援教育のより一層の充実を図る必要があることから、平成27年10月に策定し、プランの期間は平成27年度から平成30年度までとなっている。

・スクールバスの在り方等検討のための関係者会議

佐賀県立特別支援学校におけるスクールバスの在り方等に係る基本的な方針を決定するに当たって、有識者や保護者等の学校関係者から直接、意見を聴取し、今後の施策の参考とするために平成28年2月に設置された会議。

・特別支援学校担当の就労支援コーディネーター

特別支援学校やハローワーク等の関係機関と連携しながら企業等を訪問し、企業ニーズの把握、求職情報の提供などについて働きかけを行うとともに、特別支援学校生徒の障害の特性や能力の把握、企業情報の提供や求職登録指導などを一体的に行い、特別支援学校の生徒の就労支援を担う。

・特別支援教育コーディネーター

障害のある児童・生徒を支援するため、各学校における保護者の相談窓口や、学校内の関係者や福祉、医療等の関係機関との連絡調整などの役割を担うため校長が指名するもので、平成19年4月の文部科学省通知により、各学校で校務分掌に位置付けることが求められている。

・特別支援学校のセンター的機能

特別支援学校がその専門性を生かし、地域の特別支援教育のセンター的な役割を發揮して、小・中学校等を支援することであり、具体的な機能としては、①小・中学校等の教員への支援、②特別支援教育等に関する相談・情報提供、③障害のある幼児児童生徒への指導・支援などがある。

・インクルーシブ教育システム

人間の多様性の尊重等を強化し、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みのこと。

・障害者差別解消法

全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いな

から共生社会の実現につなげることを目的とし、障害を理由とする差別解消の推進に関する基本的事項や、障害を理由とする差別解消のための措置等について定めた法律で、正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。

基本方針Ⅴ

・新たな人事評価制度

平成26年5月に地方公務員法等の一部を改正する法律が公布され、人事評価制度の導入等により能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図ることとなった。人事評価制度は「業績評価」及び「能力評価」の2つの観点で教職員自身による自己評価を行った上で評価者による評価を行い、教職員の業績や能力、意欲を的確に把握し、教職員個人の能力開発や組織としての成果に結び付け、教職員の業務遂行能力の向上や学校運営の活性化を図ることを目的としている。

・スーパーティーチャー

教員としての高い専門性に裏付けられた実践的指導力を有し、児童生徒のために優れた教育活動を行っている教員を「スーパーティーチャー」として公に認証するとともに、その専門的な力量を所属校のみならず広く県内において活用することにより、佐賀県教員の指導力の向上を図ることを目的としている。平成20年度（初年度）に5人を認証し、平成28年度は25人を認証している。

・英語教育推進リーダー

英語によるコミュニケーション能力を身に付けた人材の育成の強化に必要となる英語教育に携わる教員の指導力の向上を図るために、国が実施する中央研修を受講し、習得した最新の英語指導法を、小学校において英語教育の中核となる教員や中学校、高等学校の全ての英語科教員を対象に行う講習会で伝達する。

・メンタルリーダー

ライン（管理職等）によるメンタルヘルスケアの充実を図り、心の健康の保持増進やメンタル不調者の早期発見・早期対応、病気休暇・病気休職者の職場復帰や再発予防の支援等のメンタルヘルス対策推進の中核を担うリーダー。

・ストレスチェック

平成27年12月から施行された改正労働安全衛生法により、常時使用する労働者に対して、事業者が義務付けられた医師、保健師等による心理的負担の程度を把握するための検査。目的は、「労働者自身によるストレスへのセルフケアと、事業者によるストレス要因そのものの低減」にある。労働安全衛生法では、常時50人以上の労働者を使用する事業場に実施義務があるが、佐賀県の県立学校においては、全校で実施する予定。

・非構造部材の耐震化

柱、梁（はり）、床などの建物の構造体ではなく、天井材や外装材、照明など、構造体と区分された部材（非構造部材）の、耐震対策を図ること。学校施設については、災害時に避難所として利用される屋内運動場の吊り天井や照明器具等の対策等が求められている。

・ユニバーサルデザイン整備

年齢、性別、障害の有無、国籍等にかかわらず、はじめからすべての人にとって安全・安心で利用しやすいように、計画、設計のうえ整備すること。県立学校施設については、1階部分の段差解消、多機能トイレ整備のほか、障害のある生徒の入学等に合わせてエレベーターの整備等を行うこととしている。

・長期保全計画

佐賀県が所有する公共施設等の管理の基本的な方針である「佐賀県ファシリティマネジメント基本方針」を踏まえ、県立学校施設について、施設の機能の維持向上や長期使用の実現、計画的な予防保全の実施による財政負担の軽減・平準化等を図るため、学校施設の特性に応じた個別施設計画を策定する必要がある。

・教育現場における安全管理の手引き

学校を中心とした教育現場における危機管理の基本的な指針として県教育委員会が作成するもの。危機管理の基本的な考え方（目的、体制づくり、危機発生時の対応等）、学校安全に関する点検項目のほか、学校で想定される具体的な危機事象ごとの対応事例を掲載している。

・危機管理マニュアル

各学校において、「学校現場における安全管理の手引き」及び学校や地域の実情を踏まえ、子どもの安全・安心を最優先に通常の安全対策、緊急時の対応を確実にを行うための具体的な方策や手順を明記したマニュアル。

・学校評議員

学校の職員以外のもので教育に関する理解及び見識を有するものうちから、学校長の推薦により設置者が委嘱するもので、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べるなど、学校・家庭・地域が連携協力しながら子供の健やかな成長を担っていくため、地域に開かれた学校づくりをより一層推進する観点から設けられたもの。

・学校評価

児童生徒がより良い教育活動を享受できるように、学校が学校としての目標や取組等の達成状況を明らかにして、その結果をもとに学校運営の改善を図るために行うもの。学校評価の適切な実施や効果的な公表を行い信頼される学校づくりを進めていくとともに、学校に関わる多くの人と連携を図ることにより、開かれた学校が実現される。

・育英資金

経済的理由で高校等への就学を断念することがないよう、佐賀県育英資金貸与条例に基づき、高校(同程度の学校含む)に在学する者で一定の要件(学力、家計)に該当する者に育英資金(無利子)を貸与する制度。平成28年度は、貸与基礎額(18,000円)、私学加算(12,000円)、高額通学費加算(通学費のうち5,000円を超える額、上限20,000円)、入学時加算(国公立10~15万円、私立20万円)などとなっている。

基本方針VI**・文化財(種類・区分)**

文化財保護法による保護の対象となる文化財として ①建造物、絵画などの有形文化財、②演劇、工芸技術などの無形文化財、③民俗文化財(有形と無形がある)、④史跡や名勝、動植物、地質鉱物などの記念物、⑤地域における生活や生業、風土により形成された文化的景観、⑥伝統的建造物群 があり、これらとは別に埋蔵文化財がある。

・遺跡地図

文化財保護法第95条の規定により、「周知の埋蔵文化財包蔵地」の場所を周知化するための措置として作成された地図。周知の埋蔵文化財包蔵地内で開発を行おうとするものは、市町教育委員会を経由して佐賀県教育委員会に届出なければならない。